

令和6年第12回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年12月25日(水) 午前9時30分 ~ 午前10時50分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 19名

会長 19番 畑 雄二

会長職務代理 18番 田中政幸

委員	1番 安藤直樹	2番 千葉芳枝
	3番 五十嵐勝	4番 山田和正
	5番 長谷川彰徳	6番 岩間秀一
	7番 貞廣樹良	8番 赤澤良一
	9番 伊藤貢三	10番 峯崎光行
	11番 鈴木英昭	12番 吉田彰
	13番 中澤裕幸	14番 土屋典昭
	15番 太田秀樹	16番 鈴木孝典
	17番 白木義一	

欠席委員 (名)

4 説明員 山下事務局長・長江農業振興係長・佐藤主事

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般報告

第4 議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可の件

第5 議案第40号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

第6 議案第41号 美唄市農業振興委地域整備計画変更の件

令和6年第12回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和6年第12回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。
委員長	つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号1番安藤直樹委員、2番千葉芳枝委員を指名いたします。
事務局長	つぎに、日程の第2、会期の決定ですが、本期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
議員長	(なしの声) ご異議なしと認めます。
長江係長	よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。
議員長	つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。
議員長	つぎに、12月4日から開催された、令和6年第4回市議会定例会について、事務局から報告願います。
長江係長	(報 告) 以上で報告が終わりました。ご質問ございませんか。
議員長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
議員長	つぎに、日程の第4、議案第39号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。
長江係長	事務局から説明を求めます。
議員長	ただいま議題となりました議案第39号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。
議員長	(議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり、全て農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。場所につきましては、議案第39号資料のとおりとなっております。
議員長	以上で説明を終わります。
議員長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。
議員長	これに、ご異議ございませんか。
議員長	(なしの声) ご異議なしと認めます。

長 江 係 長

よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。

つぎに、日程の第5、議案第40号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第40号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。

利用権の設定の種類は、1番から3番が所有権移転、4番から20番が賃借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、番号1番から15番は個人が利用権の設定等を受けるものであり16ページ別添1調査書、16番から20番は法人が利用権の設定等を受けるものであり17ページ別添2調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第40号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては12月25日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

長 江 係 長

つぎに、日程の第6、議案第41号、美唄市農業振興地域整備計画変更の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第41号、美唄市農業振興地域整備計画変更の件についてご説明します。

これは、農地の効率的かつ総合的な利用を目的に農用地区域への編入を行うもので、いずれも集団的に存在する農用地に接しており、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号の要件を満たしていると考えます。

土地利用区分が農地・その他となっていますが、編入後は農地として利用するものです。

なお、場所につきましては、議案第41号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明があった美唄市農業振興地域整備計画変更の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、美唄市農業振興地域整備計画の変更については、問題ないと意見を付した、意見書を提出することといたします。

以上をもちまして、第12回農業委員会総会は閉会いたします。